

発議第2号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成26年2月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「企画財政部」を「企画振興部」に改め、同号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 財務部の所管に属する事項

第2条第2項第1号オ中「総合危機管理室」を「総合危機管理課」に改め、同号カ中「市政再生室」を「市政再生課」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。